次

目

則

規

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行 に関する規則の一部を改正する規則

 $\widehat{\downarrow}$

事

課)

五二ページ

(社会教育文化課) 五三七

岐阜県図書館使用料徴収規則

教育委員会規則

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

指定管理者の指定の取消し

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験合格者

岐阜県収用委員会の審理の開始 県営土地改良事業の変更計画の決定

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

(研 究 開 発

(商 (人づくり文化課) 五四七 課) 五四七

(商 工 政 業 流通 策 課) 五四七 課) 五四八

食農 収 用 地 委 整 備 員会)五四八 課) 五四八

> 第 千 \equiv

百

 \equiv

号

成二十三年十二月二

日

金曜日)

平

則

規

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事

古

田

肇

岐阜県規則第八十一号

(社会教育文化課) 五四三

改正する規則 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を

年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七

第二条の表教育事務所長の項の次に次のように加える。

図書館長

第一項ただし書の規定による使用料の前納の特例に関すること。 岐阜県図書館条例 (平成二十三年岐阜県条例第四十号) 第四条

返還に関すること 岐阜県図書館条例第四条第二項ただし書の規定による使用料の

三 岐阜県図書館条例第四条第三項の規定による使用料の免除に関 すること

附 則

この規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県図書館使用料徴収規則をここに公布する。

毎週 金火曜日

岐

阜

県 公

報

発行

(休日に当たる)

平成二十三年十二月 日

平成二十三年十二月二日

岐阜県規則第八十二号

岐阜県図書館使用料徴収規則

(総則)

第一条 この規則は、岐阜県図書館条例 (平成二十三年岐阜県条例第四十号。以下「条 のとする。 例」という。)に基づき、岐阜県図書館の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるも

(使用料の納入)

第二条 使用料は、使用許可を受けた日から二十日以内 (使用許可を受けた日から二十 する。ただし、使用料延納申請書 (別記第一号様式)の提出があり、知事がやむを得 日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで) に全額納入するものと ないと認めたときは、その後に納入することができる。

(使用料後納の取扱い)

- 第三条(知事は、使用料の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、 納入することをいう。以下同じ。)の承認をするものとする。 使用料後納の取扱い (使用料を使用日の属する月の翌月の知事が指定する期日までに
- 2 提出しなければならない。 前項の承認を受けようとする者は、使用料後納申請書 (別記第二号様式)を知事に
- ときは、 (使用料の返還) 知事は、 第一項の承認を受けた者が使用料を同項に規定する期日までに納入しない 使用料後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。
- 第四条 知事は、条例第四条第二項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当 する場合は、既納の使用料から当該各号に定める額の使用料を返還する。
- る施設を使用することができなくなったとき 全額 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により条例別表に掲げ
- 使用日の七日前までに使用料返還申請書 (別記第三号様式)の提出があり、知事
- 使用日の六日前から二日前までに使用料返還申請書の提出があり、知事が承認し

たとき 半額

(使用料の免除)

岐阜県知事

古

田

肇

第五条 条例第四条第三項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、知事が特 に認める場合を除き、あらかじめ使用料免除申請書 (別記第四号様式) を知事に提出

し、その承認を受けなければならない。

記第四号様式)により申請者に通知するものとする。 知事は、前項の規定により使用料の免除を承認をしたときは、使用料免除承認書(別

則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(539) 平成23年12	月2日	岐	阜	県	Į	公	報					第 2	3 0 3 튁	1
別記 第1号様式(第2条関係														
	包	更用	料	延	納	申	請	書			年	月	В	
岐阜県知事 様														
		申請者	彗	住所氏名	3	青者 だ	が団な	本の場合)団体名	及び代	七表者	名		
					、・・。)がな 台者 名				電話 ()	
次のとおり施設の使	用料の延納を申請	もします	す。 							T				
施設の	名 称	利	用年	月	B		7	利用時	間		備		考	
利用の目的等														
使 用 料 の 額													円	
申請の理由														
納入予定日			年	F	1	日								

備

考

		使用料後納申請書	
		年	月 日
岐	草県知事 様		
		申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合)団体名及び代語 ふりがな 担当者名 電話(表者名
次	てのとおり使用料の後 -	内の承認を申請します。 	
	Σ :	1 団体 2 個人	
団体	ふりが		
及び	団 体	4	
恒 人 (ふ り が		
団体及び個人 (全て記入)	氏(団体の場合は代表者名		I
\bigcirc	電話番号(団体	自宅) 内線	
	F A X 番	携帯電話番号(団体・個人)	
		i	
	(団体・自宅		
個		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	
人		1男 2女	
_	ぶりが		
団 体	担当者	メールアドレス	
	電話番	内線	
申i	L 請者が18歳未満の場合		· ヅ押印してくだ
	2護者同意欄	ふ り が な 氏 名	保護者印
期	P		

考

備

	(541) 平成23年12	月2日	岐 早	宗	公事	权			弗 2	3035
第	3号様式(第4条関係))								
			使用	料返還	申請書					
								年	月	日
								+	А	П
	岐阜県知事 様									
			申請者	住所						
				氏名						
					きおが団の	体の提合) 団体名及	7.6代表表:	夕	
						本の変し、		OTUKE		
				担当	皆名		電話 ()
	次のとおり使用料の	お湯を中華します	_							
	人のこのり使用枠の	区区で中間 U み り	0							
	施設の名	称利力	用年月		7	利用時	閆	備		考
	旭設の石	ለ	# + /	Н	1	M HJ	间	押		75
	利用の目的等									
	利用の日的寺									
	承認の年月日		白	三 月		第	号			
	及 び 番 号		7	- /.	, 1	N ₂	7			
	納 入 済									円
	使 用 料 の 額									
	て温ナ亚はしこ									
	返還を受けよう									円
	とする額									
	申 請 の 理 由									
	後日の使用料に	 1 充当する。								
	充当することの	年	月	日に由	込みをし	,た使用料	li: 充当			
				ПСН	どのでし	ルに区用作	バニルコ			
	有 無	2 充当しない。	•							

			侈	き用料	料免	除申請	(承認	引)書					
											年	月	日
岐阜県知事 様													
				申請	者	住所							
						氏名	+ + , , %	74 -		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- ° (1) -	_	
						(甲記担当		当体の	場合	音)団体名及 ====================================	ひ代表者	名	
						担当和	首名			電話 ()
次のとおり使用料のタ	色除を申請	します	f .										
施 設 の 名	称	利	用	年	月	日		利月	月日	寺 間	備		考
削用の目的等													
更用料の額													
も除を受けよう 吏 用 料 の 額													
内入する ま用料の額													
申請の理由													

年 月 日

岐阜県知事

注 使用しようとするときは、この承認書を受付係員に提示してください。 備考 この申請(承認)書は、複写式とし、1部は控えとする。

教育委員会規則

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本

正

岐阜県教育委員会規則第十四号

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

うに改正する。 岐阜県図書館管理規則 (昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第六号)の一部を次のよ

阜県図書館」に、「、必要な」を「必要な」に改める。 条例第四十号。以下「条例」という。)第十三条」を加え、 第一条中「第三十三条第一項」の下に「及び岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県 「岐阜県図書館」を「、岐

第十条を次のように改める。

(使用許可の申請等)

第十条 条例第二条第一項の規定による使用の許可 (以下「使用許可」という。) を受 けようとする者は、利用申込書 (別記第一号様式) 二通を館長に提出しなければなら

岐

- 2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める日(そ 催し物等に使用する場合その他館長が必要と認める場合は、当該各号に定める日前か の日が第三条に規定する休館日である場合には、その翌日。以下同じ。) から提出す ら利用申込書の提出をすることができる。 ることができる。 ただし、第一号に掲げる施設を国際的、全国的又は全県的な会議、
- うとする日の属する月の十二月前の月の初日 多目的ホール、多目的小ホール及び企画展示室を使用する場合 使用を開始しよ
- 二月前の月の初日 研修室及び特別会議室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の
- うとする日の属する月の十二月前の月の初日 前号に掲げる施設を第一号に掲げる施設と併せて使用する場合 使用を開始しよ

543

第十三条を第十六条とする。

第十二条中「この規則」を「条例若しくは条例に基づく規則」に改め、同条を第十四

条とし、同条の次に次の一条を加える。

(岐阜県図書館協議会)

第十五条 岐阜県図書館協議会の庶務は、図書館において処理する。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(利用承認通知書等)

第十一条 に交付するものとする。 込書の一通に承認済の印 (別記第二号様式) を押印し、利用承認通知書として申請者 館長は、使用許可をしたときは、前条第一項の規定により提出された利用申

第二項の規定により使用の許可を取り消したときは、 記第三号様式)を申請者に交付するものとする。 館長は、条例第二条第二項の規定により使用を許可しなかつたとき又は条例第三条 利用不承認(取消)通知書(別

(使用許可の変更申請等)

第十二条 使用許可を受けた者は、当該使用許可に係る事項を変更しようとするときは、 利用承認変更申込書(別記第四号様式)二通を館長に提出しなければならない。

前条の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があつた場合について

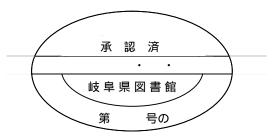
2

準用する

付則の次に次の四様式を加える

利	用	İ.	施	設													
							年	月	日	時	分から		-			,	
利	用	の	日	時			年	月	日	時	分まで		_			間	
利	研	修	会	等									4 11	_	*	ſΤ	=
用	名			称									小山	H	責	1±	白
目	_			इं र													
的	内			容													
造作	物訁	0 置	の有	無	有	•	無	予	定利	用							人
								()	∖場).	人員							
入場	易料	等(か 有	無	有	•	無										円
使		用		料													円
そ		Ø		他	合に	は、	直ちに	これに	従い、	損害賠	された場合又 賃償の請求等- 気で責任におい	一切の求償	う為は	行し	まも		

第2号様式(第11条関係)



第3号様式(第11条関係)

利用不承認(取消)通知書

第 号 月 日

樣

岐阜県図書館長 印

年 月 日付けの申込みのあった(承認をした)施設の利用は、次により承認できません(利用 承認を取り消した)ので通知します。

記

承認の年月日及び 番号	
承認しない 取消しの 利用停止の 理由	
教	1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県教育委員会となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のイ又は口に掲げる場合には、この処分の取消しの訴えは、それぞれイ又は口に掲げる日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。イ 上記1の審査請求をした場合 当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日 上記1の審査請求に対する裁決を経て、再審査請求をした場合 当該再審査請求に対する裁決の送達を受けた日

第4号様式(第12条関係)

利用承認変更申込書

年 月 日

岐阜県図書館長 様

申込者 住所 氏名 (申込者が団体の場合)団体名及び代表者名 担当者名 電 話 ()

年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。

記

利	用	ĵ	施	設								
					年	月	日	時	分から	-	日間)	
利	用	の	日	時	年	月	日	時	分まで		時間	
										•	-3120	
利	研		会							利馬	用責任者	<u>.</u>
用	の		名	称						11.5 7		
目	_			4								
的	内			容								
使	•	用		料								円
変	更	の	理	由								
備				考								

添付書類 利用承認通知書

(547)	平成23	3年12月 2	日		岐	阜県	公	報			第:	2 3 0 3 号
れあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)第十六条の規定により次のとおり公示り、岐阜県県民ふれあい会館に係る指定管理者の指定を取り消したので、岐阜県県民ふ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定によ	指定管理者の指定の取消し	平成二十四年三月三十一日をもって指定管理者の指定を取り消す。三(取消処分の内容)	平成二十三年十一月十日二年別の年月日	ドルフィン株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	では「では、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こう	岐阜県知事古、田、肇、平成二十三年十二月二日	おり公示する。 学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)第十六条の規定により次のと	り、岐阜県科学技術振興センターに係る指定管理者の指定を取り消したので、岐阜県科地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定によ	指定管理者の指定の取消し	公示		この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則
四五八		九一零點看長	NY ARY RATIO	平成二十三年十二月二日	成二十三年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項	平成二十三年度砂利採取業務主任者試験合格者	平成二十四年三月三十一日をもって指定管理者の指定を取り消す。三(取消処分の内容)	平成二十三年十一月十八日二、耶消奴分の年月日	「日本イベント企画株式会社」 日本イベント企画株式会社 岐阜市須賀一丁目一番五 三〇五号	ドルフィン株式会社岐阜市大蔵台一〇番二八号	構成員 県民ふれあい会館DN運営共同体 指定を取り消した団体	平成二十三年十二月二日
四九九四四	∃ - t	—— 五 縣 看 長	安全 State 1 田 筆		年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により実施した平	試験合格者	正管理者の指定を取り消す。					岐阜県知事 古田 筆

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)一〇九・九平方メートル (変更後) 二八平方メートル

(変更後)六〇台 (変更前)九〇台 届出年月日

岐

届出者の氏名又は名称

平成二十三年十一月十五日

Ξ

建物の名称及び所在地

ヒマラヤ可児店

株式会社ヒマラヤ

四

変更しようとする事項

可児市今渡字池下一一七八番

外

駐車場の位置及び収容台数

五〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模

なお、その変更届出書等は平成二十三年十二月二日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び中濃振興局において縦覧に供する また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 肇

古 田

県営土地改良事業の変更計画の決定

以上十五名

次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十三年十二月二日

岐阜県知事 古 田

下座倉地区	施行に係る地区名
大 神	縦
野 戸	覧
町町	場
役 役	坳
場 場	所
平平成成	縦
四三	覧
<u>-</u> <u>-</u>	期
六二 ま で	間

岐阜県収用委員会の審理の開始

四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。 とおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則 (昭和五十 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次の

平成二十三年十二月二日

岐阜県収用委員会

会 長 端 元 博 保

起業者の名称

事件名

町一丁目地内及び岐阜県各務原市川島小網町字本田浦地内から同市川島小網町字乙宮 各務原市道稲九百二十六号線新設工事 ((仮称) 那加小網線・岐阜県各務原市上戸

平成二十三年十二月十五日(木) 午前十時三十分から 各務原市

西地内まで)及びこれに伴う市道付替工事に係る収用事件

(549)	平成23年12月 2 日	岐	阜	県	公	報	第2303号
							<u> </u>
							岐阜県シンクタンク庁舎五階大会議室岐阜市薮田南五丁目一四番一二号

ſ	第2303号	岐	阜	県	公	報	平成23年12月 2 日	(550)
平成二十三年十二月二日発行								
8 発 5 行 f 者								
は								
編集								
果 各務原市テクノプラザー ー ブイ・アール・テクノセンター								

発行所

岐

阜

県

庁